

対象となる人権侵害等の要件

次の(1)～(3)のいずれかに該当する方

(1)配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けていること

(2)婦人相談所又は配偶者暴力相談支援センターから「配偶者等からの暴力の被害者の保護に関する証明書」や、ひらかた DV 相談室の確認書が発行されていること

(3)離婚調停中であること

必要な添付書類一覧

「申出書」には、人権侵害等の理由により住民票を異動できないことが確認できる書類として、次の必須書類及び上記要件(1)～(3)に該当する番号に応じて別途添付資料が必要です。

・ 必須書類

運転免許証やマイナンバーカード、国民健康保険証等の本人及び居住地の特定が可能な確認書類の提示（郵送の場合は、写しの添付）が必要です。同伴者がいる場合には、当該の同伴者に係る書類も合わせて添付してください。（申出者分の書類で確認できる場合は、別途添付する必要はありません）

上記要件(1)に該当される場合

・ 保護命令決定書の謄本又は正本

上記要件(2)に該当される場合

・ 婦人相談所、配偶者暴力支援センター等が発行する証明書や、ひらかた DV 相談室が発行する確認書

上記要件(3)に該当される場合

夫婦関係等調整調停申立書の写し

特別定額給付金の申請時に枚方市に提出している「特別定額給付金受給に係る配偶者からの暴

力を理由に避難している旨の申出書（以下、「特別定額給付金申出書」という。）」に関連する資料を枚方市新型コロナウイルス感染症対策事業者支援実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が枚方市に確認を行い、枚方市が実行委員会に「特別定額給付金申出書」に関連する資料を提供することに同意いただき、「特別定額給付金申出書」提出時と現在の状況が相違ない方については、添付書類の提出は不要です。

上記内容に同意いただけない方、枚方市に「特別定額給付金申出書」を提出されていない方、または、「特別定額給付金申出書」提出時と状況が異なる方は、添付書類の提出が必要です。